

住宅安心リフォーム補助金

大切な我が家に安心して
住み続けていただくための補助制度です



最大20万円

※45戸募集(先着順)

ほとんどのリフォーム工事が対象です

- 外壁塗装
- 屋根塗装
- キッチン取り替え
- クロス・床張り替え
- 畳入れ替え
- 浴室・トイレ改修



など..

※通常の募集枠は40戸

詳細については
裏面を
ご参照ください

新型コロナウイルス感染症の影響による
離職者を対象とした募集枠もあります(5戸)



補助金交付申請期間

令和3年4月1日(木)～ 令和3年12月28日(火)

※平成29年度以前に本制度を利用した方は再度申込み可能です。

※市から交付決定を受けていない工事は補助金の対象になりません。

対象となる方

次の条件を全て満たす方が補助対象者となります。

- 市内に住民登録を行っている方
- 市税の滞納が無い方
- 世帯全員の前年度所得(平成31年1月1日～令和元年12月31日)の合計金額が550万円未満の方**
- 補助を受ける工事について他の補助金を受けようとしていない方
- 現に居住している住宅の所有者、又は住宅の所有者と親子関係にある方
※前回補助金を受けた年度の翌年から3年を経過した方は再度申請することができます。



対象となる住宅



- 補助対象者が居住している市内の住宅
※マンション等(賃貸は除く)の集合住宅の場合は補助対象者が専有する部分
※併用住宅の場合は補助対象者が居住する部分

補助金の額

補助対象工事費(税込)の
20%で
20万円を上限とします。

募集戸数
40戸

対象となる工事



- 次の条件をすべて満たす必要があります。
- 対象となる工事費が**20万円(税込)以上**の工事
 - 市内に本店を有する施工業者、
又は市内に住宅を有する個人の業者が行う工事
 - 令和4年3月15日までに完了する工事**
 - 補助金の交付決定後に着手する工事**

対象とならない工事



- 新築、改築及び増築工事
- 門扉、塀及び造園工事等の外構工事
- 家電製品、家具、カーテン等の備品購入費など
※対象とならない工事が他にもありますので、詳しくは、まちづくり課でご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者の方

- 補助対象者のうち、世帯員に次の条件のいずれかを満たす方がいる場合は、補助金の額を補助対象工事費(税込)の**40%で20万円を上限**とします。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用先から解雇等を受け離職した方
 - 個人事業者などで、新型コロナウイルス感染症の影響により廃業した方
 - 個人事業者などで、国が実施する持続化給付金の給付を受けている方

募集戸数
5戸

補助金交付申請について



- 先着順で受け付けます。**
必要書類を添えて、申請を行ってください。(郵送でも受付可)
補助金交付申請期間:令和3年4月1日(木)～12月28日(火)
※予定戸数に達した時点で締め切らせていただきます。



お気軽に
お問い合わせ
ください

お問い合わせ

鳴門市経済建設部まちづくり課 建築担当
〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170
☎ 088-684-1164